

山口県後期高齢者医療広域連合告示第5号

山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年山口県後期高齢者医療広域連合条例第33号）第8条の規定により、平成24年度及び平成25年度の後期高齢者医療保険料の所得割率及び被保険者均等割額を次のように定める。

平成24年2月17日

山口県後期高齢者医療広域連合長 野村興兒

- 1 所得割率 100分の9.45
- 2 被保険者均等割額 47,474円